

令和 7 事業年度子ども・子育て支援納付金特別会計 事業費勘定

※ 当勘定については、「子ども・子育て支援法第七十一条の十四第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金に同項各号に掲げる事務の全部を行わせることとした件」（令和 6 年こども家庭庁告示第 17 号）に基づき、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 71 条の 15 第 1 項第 1 号により徴収事務を行う勘定であります。徴収事務の開始が令和 8 年度からとなっております。

そのため、勘定残高がなく、損益並びに資金の収入及び支出についても発生していないことから、財産目録、貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書の該当項目はありません。

なお、添付書類及び附属明細書についても同様であります。